

資料7-11 下水道普及状況（令和元年度末）

処 理 面 積	190.52 km <sup>2</sup>
処理区域面積普及率 ※1	97.6 % (市陸地面積195.23 km <sup>2</sup> )
処理人口普及率 ※2	99.9 %
下 水 管 渠 延 長	4,961 km
下 水 処 理 場	12 か所
抽 水 所	58 か所
下 水 処 理 能 力	2,844 千m <sup>3</sup> /日

※1 処理区域面積普及率=処理面積/市陸地面積

※2 処理人口普及率=処理人口（2,691,172人）/総人口（2,691,185人、平成27年確定値国調人口）

資料7-12 高度処理施設整備状況（令和元年度末）

高 度 処 理 施 設	処 理 能 力
急速ろ過法等の導入	590.6千m <sup>3</sup> /日
嫌気好気法への改良	1,753.3千m <sup>3</sup> /日
循環式硝化脱窒法等の導入	205.8 千m <sup>3</sup> /日

資料7-13 下水処理区と下水処理場

市内は、12の下水処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています。



資料 7-14 下水処理状況（令和元年度）

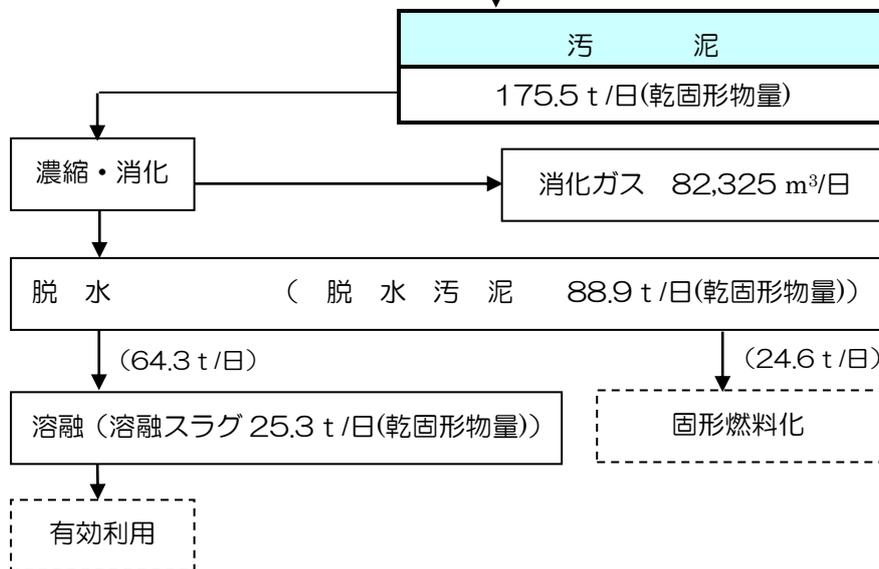
【水処理】

（二次処理水量 1,640,227 m<sup>3</sup>/日）

流入			放流		
	水質(mg/L)	負荷量(t/日)		水質(mg/L)	負荷量(t/日)
SS	110	180.4	SS	3	4.9
BOD	130	213.2	BOD	3.6	5.9
COD	82	134.5	COD	9.0	14.8
全窒素	27	44.3	全窒素	11	18.0
全りん	3.2	5.2	全りん	0.4	0.7

水質は市内12下水処理場における年間平均水質の加重平均値を示す。

【汚泥処理】



資料 7-15 水域別・行政区別・法律条例適用事業場数（令和2年3月末）

水域	行政区	瀬戸内海環境保全特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	計
神崎川	西淀川	2	18		20
	淀川	1	1		2
	東淀川				0
大阪市内河川	北		1		1
	此花	1	29		30
	港		2		2
	大正	5	5	2	12
	住之江		4		4
寝屋川	西成		1	1	2
	旭	1			1
	城東	1	3		4
	中央		0		0
大和川	平野		1		1
	平野		5		5
計		11	70	3	84

- (注) 1. 水域区分は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例に基づきます。  
 2. 大阪市内12下水処理場を含みます。  
 3. 水質汚濁防止法は第5条第1項の規定に基づく特定事業場の数です。

資料7-16 立入指導等の状況(令和元年度)

	公共用水域へ 排水する事業場	公共下水道へ 排水する事業場
立入事業場件数	76	2,548
水質基準超過件数	3	226
排水の一時停止命令	0	0
改善命令	0	0
改善勧告	0	2
その他指示	3	224

(注)大阪市内12下水処理場を含みます。

資料7-17 水質関係 法律・条例申請受理件数(令和元年度)

水域	法律・条例 瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
淀川	0	0	0
神崎川上流	1	0	0
神崎川下流	0	1	0
寝屋川	1	0	0
大阪市内河川	2	4	0
大和川上流	0	0	0
合計	4	5	0

(注)特定(届出)施設の設置に係る申請件数です。

水質汚濁防止法に基づく申請は、第5条第1項の規定によるものです。

大阪市内12下水処理場を含みます。

資料7-18 特定事業場・除害施設必要事業場数(令和2年3月末)

行政区	特定事業場数	除害施設必要事業場数 (特定事業場以外を含む)
阿倍野	42	30
旭	48	34
港	67	48
此花	87	101
住吉	57	26
住之江	95	119
城東	99	86
生野	136	110
西	56	59
西成	63	57
西淀川	142	188
大正	67	64
中央	82	82
鶴見	69	69
天王寺	47	41
都島	52	44
東住吉	106	58
東成	98	94
東淀川	89	74
福島	56	49
平野	184	147
北	128	138
淀川	149	141
浪速	55	40
合計	2,074	1,899

(注)汚水を下水道へのみ放流する事業場数です。